



紀美野町地域おこし協力隊(委託型)募集案内 【募集分野:民泊と国際交流の推進】

紀美野町では、現在 10 名の地域おこし協力隊員が、今まで培ったスキルや能力を地域活動に活かし、地域の課題解決に挑戦しながら、自分自身の起業・定住に向けた活動等にも取り組んでいます。今回、民泊と国際交流の推進に携わる地域おこし協力隊(委託型)を募集します。

1. 紀美野町地域おこし協力隊の特徴

地域おこし協力隊は、都市部から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域のブランドや地場産品の開発・販売・PR 等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援等の地域支援活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取り組みです。

紀美野町では、地域資源を活用するなど地域活性化、地域課題解決を目指して活動していただきます。

地域活動型	住民の方々及び地域団体と連携し、地域資源を活かす活動等を通して、地域課題解決に挑戦する。1 年更新、委嘱期間は最長 3 年間。任期満了後は定住。 【委託型】月 17 日以上(1日8時間程度)の活動。
-------	--

2. 雇用形態・募集人数・ミッション・資格条件

雇用形態	【委託型】町長が「地域おこし協力隊」として委嘱し、町と業務委託契約を締結します。町との雇用関係はありません。
募集人数	1名
ミッション	<p>【紀美野町の現状と地域おこし協力隊に期待すること】</p> <p>紀美野町内には、自然を生かした個性豊かな農家民泊や宿泊施設が点在し、ホテル泊ではない農山村地域ならではの体験ができます。</p> <p>また、コロナ禍以降は、海外からの教育旅行受入も増加傾向にあり、近年外国人観光客や外国人の移住者も少しずつ増え、町内にいながら外国人の方と交流や、海外の文化に触れることができる町へと進化してきました。</p> <p>そこで、今後も紀美野町に滞在してくれる方(交流人口・関係人口)を増加させるため、町内の農家民泊や宿泊施設の取り組みを学び、さらなる受入拡大に向けた企画提案を行っていただきます！</p> <p>加えて、国際交流の推進のため、国籍や言語に関わらず楽しめる体験メニューの構築や、町内の他機関と連携し海外の方を受け入れる体制づくりを行ってください！</p> <p>教育旅行の受入については、町と協働で受入を行っている「紀美野民泊協議会」と共に活動をしていただきます。</p>

ミッション続き	<p>【委託する業務】</p> <p>◇民泊の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀美野町で民泊ができるなどを広報誌やSNSを使用し町内外、海外へ情報発信する ・国内外からの教育旅行受入規模拡大のための営業活動 (受入規模の拡大と顧客の獲得のため) など <p>◇国際交流の推進・交流人口の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内関連機関や近隣市町等との連携 ・紀美野町ならではの資源を活用したイベントの企画 ・国際交流の推進のため、国籍・言語に関わらず楽しめる体験メニューの構築 など <p>◇紀美野民泊協議会活動ロードマップの作成と実行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経験を活かし、協議会活動発展のための提案を行う ・協議会の事務面のサポート など <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会への参加 ・協力隊同士の連携 ・地域おこし協力隊として、ミッションに関連する内容で、地域貢献に繋がる企画提案 など <p>※本町には、現在町内の国際交流を言語面等で幅広くサポートするCIR(国際交流員)が着任しており、このミッションを進めるうえで、CIRや町内の他機関とも連携しながら進めていただきます。</p> <p>※卒隊のタイミングには、成果報告を行っていただく場合があります。</p> <p>【活動イメージ】</p> <p>■1年目</p> <p>委託を受けた業務のこれまでの状況や現状を学びながら、自身の活動に必要な情報の収集、技術の習得、人間関係を構築し、業務に取り組んでください。また、紀美野町や和歌山県内の動向にも目を向けることによって、さまざまな視点でミッションに取り組むことを目指してください。</p> <p>■2年目・3年目</p> <p>委託を受けた業務を遂行しながら、1年目で得た経験やネットワークを活かして、現状からより発展させていくための課題解決に必要な業務を自分で提案し、会員らとの意見交換しながら取り組んでください。</p>
---------	---

ミッション続き	<p>【求める人物像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミッションに関心を持って自分事として取り組める方 ・社交的で、人と関わることが好きな方 ・他人の意見を聞き入れながら、積極的に企画提案できる方 ・情報発信に興味がある方 <p>【卒隊後のイメージ】</p> <p>紀美野町で定住するための人脈が獲得できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家民泊や宿泊施設の運営に関する知識の習得 ・イベント企画・運営スキルの習得 <p>など 農山村での多様なライフスタイルを実現できます。</p> <p>■紀美野町での卒隊後の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚田等で生き物調査や田植え体験などを提供する団体を設立。 ・ゲストハウス起業 ・企業、紀美野町役場への就職 等
資格条件 ※次のすべてを 満たす方	<ul style="list-style-type: none"> ・応募時点で、年齢が 18 歳以上の方。 ・応募時点で、三大都市圏をはじめとする都市地域などに居住されており、紀美野町に生活の拠点と住民票を移すことができる方。 ・地方公務員法第 16 条に規定する以下の欠格条項に該当しない方(4. 欠格要件(地方公務員法第 16 条)参照)。 ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」で規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員に該当しない方。 ・心身ともに健康で、コミュニケーションを図ることで地域になじみ、地域団体・地域住民とともに地域活性化に取り組み地域を元気にする意欲のある方。 ・パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント、インターネット、Eメールなど)の基本的な操作ができ、デジタル機器に抵抗がない方。 ・SNS(Instagram など)や web サービス(Googleform など)の基本的な使い方が分かる方。 ・普通自動車免許を取得している方。 ・任期満了後も紀美野町に定住する意欲のある方。 ・地域づくりに興味、関心があり、粘り強く前向きにミッションに取り組める方。

3. 申込手続き

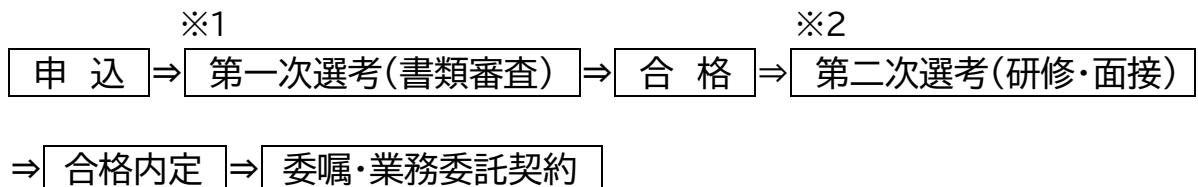
受付期間	募集が公表された日から令和8年2月 27 日(金)必着
提出書類	<p>① 紀美野町地域おこし協力隊応募用紙 (必ず顔写真を貼ってください。)</p> <p>② レポート 以下のテーマで 2,000 文字以内のレポートを作成、提出してください。なお、様式は定めていますが書式等は自由です。</p> <p>テーマ：「地域活性化、地域貢献のため、どのようにして民泊体験者等の交流人口を増やせば良いか、ミッションに沿った内容であなたの考えを述べてください。」</p>
提出方法	<p>・持参： 受付期間の土・日・祝日を除く午前8時 30 分～午後5時 15 分までとします。</p> <p>・郵送 封筒表面に「地域おこし協力隊応募用紙在中」と朱書きしてください。</p> <p>・フォーム 応募フォームへアップロード https://logoform.jp/f/n20Pt</p> 
申込先及びお問い合わせ	紀美野町役場美里支所 まちづくり課 地域おこし協力隊採用係 〒640-1243 和歌山県海草郡紀美野町神野市場 226 番地1 TEL:(073)495-3462(直通) Mail: machidukuri@town.kimino.lg.jp

4. 欠格要件(地方公務員法第 16 条)

下記の欠格要件のいずれかに該当する人は申し込みできません。

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 紀美野町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5. 採用までの流れ



※1 書類選考を実施した上で合否、第二次試験の日程等を受験者に通知します。

※2 研修(町の概要など先輩協力隊と交流)・面接で1日を見込んでください。

(注) 提出書類の記載内容や口述内容等に虚偽や不正がある場合、また、委嘱後に不正等が発覚した場合には、委嘱を取り消します。

6. 任用期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

※以降、取組姿勢や成果等を勘案し、年度ごとの委嘱により、最長3年まで延長の可能性があります。

※着任日は、転入等の都合などに臨機応変に対応しますので、ご相談ください。

※委嘱前に、「おためし協力隊」制度により活動に従事していただく場合があります。

7. 第二次選考日時及び会場

第一次選考合格者に別途お知らせします。

試験は令和8年3月下旬～4月上旬を予定しています。

8. 試験の結果・開示

試験の結果は、後日、文書で通知します。

結果については、個人情報の保護に関する法律第 76 条の規定により、開示を請求することができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、面接試験のお知らせ通知及び本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券等の顔写真付で公的機関発行のものに限る。)を持参の上開示場所に直接おいでください。なお、電話、郵便等による請求では開示できません。開示を請求される場合は、事前にご連絡ください。

開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
不合格者 (本人に限る)	順位及び 総合得点	結果通知日から 2 週間（土・ 日曜日及び祝日を除く午前8 時 30 分から午後 5 時 15 分）	紀美野町役場 まちづくり課

9. 活動条件等

活動時間等	1カ月の活動日数は原則17日以上とします。 ※町と業務委託契約を締結します。
勤務場所	紀美野町役場美里支所(紀美野町神野市場226番地1)
報酬等	基本月額 257,000円(月末締めの翌月20日支払い) ※1 活動に要する経費で研修会参加費、旅費、消耗品費等は内容により 委託料に追加します。 ※2 17日に満たない場合は日割り計算します。 ※3 現時点での予定で、変更になる場合があります。
その他	(1) 国民健康保険及び国民年金は各自で加入してください。 (2) 活動期間中の住居は、町と隊員が協議のうえで決定し、家賃は予算 の範囲内(3万円上限)で町が補助します。 (3) 業務に使用するパソコン、車両、拠点は町が用意します。また、これ らの維持管理にかかる経費は町が負担します。 (4) その他業務に必要なものについては、予算の範囲内で町が用意する ことが可能です。 (5) 転居費用や生活備品は個人負担です。

10. その他

- 提出書類に不備があると受付することができませんので、提出前にもう一度確認してください。
- 申し込みにあたり当町が取得した個人情報については、採用事務の目的以外に使用しません。また、履歴書等の書類については、返却いたしませんので責任を持って処分させていただきます。